

# 北海道の死亡野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス検査陽性について（野鳥国内 40 例目）

令和 4 年 3 月 1 日（火）

<北海道同時発表>

北海道標津町で令和 4 年 2 月 19 日（土）に回収され、簡易検査で陽性となったハシブトガラス 4 羽の死亡個体について遺伝子検査を実施したところ、4 羽全てから高病原性鳥インフルエンザウイルスが検出された（H5N1 亜型陽性）旨の報告がありました。

## 1. 経緯

- 2 月 19 日（土）
- 北海道標津町でハシブトガラス 6 羽の死亡個体を回収
  - 検査が可能な状態の 4 羽について簡易検査を実施したところ、A 型鳥インフルエンザウイルスの陽性反応を確認
  - 回収地点の周辺 10km 圏内を野鳥監視重点区域に指定し、野鳥の監視を強化
- 2 月 28 日（月）
- 農業・食品産業技術総合研究機構において遺伝子検査を実施した結果、4 羽全ての個体から高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N1 亜型）が検出

## 2. 今後の対応

- 北海道では、野鳥監視重点区域内における野鳥でのウイルスの感染範囲の状況把握、感染源の推定や更なる感染拡大を防止するための基礎情報を得ることを目的とした緊急調査（鳥類調査、死亡野鳥調査等）を実施しており、引き続き、野鳥の監視を継続します。
- 野鳥サーベイランスにおける全国の対応レベルは、国内複数箇所でも高病原性鳥インフルエンザの発生が確認されたことから、令和 3 年 11 月 11 日付けで「対応レベル 3」に引き上げており、引き続き、野鳥における監視を強化します。

## 3. 留意事項

- (1) 鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等があった場合を除いて、人には感染しないと考えられています。日常生活においては、鳥の排泄物等に触れた後には手洗いとうがいをしていただければ、過度に心配する必要はありませんので、周辺地域のみならず国民の皆様におかれては、冷静な行動をお願いします。
- (2) 同じ場所でたくさんの野鳥などが死亡している場合には、お近くの都道府県や市町村役場に御連絡ください。

(参考) 野鳥との接し方について

[https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird\\_flu/2017yachotonosessikata.pdf](https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/2017yachotonosessikata.pdf)

【取材について】

現場周辺での取材は、ウイルスの拡散や感染を防ぐ観点から、厳に慎むようお願いいたします。

【参考情報】

環境省ホームページで高病原性鳥インフルエンザに関する様々な情報を提供しています。

([http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird\\_flu/index.html](http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/index.html))

「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」

([http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird\\_flu/manual/pref\\_0809.html](http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/pref_0809.html))

環境省自然環境局野生生物課

鳥獣保護管理室

代 表 03-3581-3351

直 通 03-5521-8285

室 長 東岡 礼治 (内線 6470)

係 長 庄司 亜香音 (内線 6473)

担 当 宮澤 結有 (内線 6477)